

令和4年度第1回
岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 令和4年5月12日(木) 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 議会棟3階第1会議室
- 3 出席委員 小倉委員、栢野委員、岸委員、小林委員、東海林委員、田村委員、中塚委員、濱西委員、藤田委員、山本委員
- 4 出席職員 (市民協働局)大谷次長
(女性が輝くまちづくり推進課)長谷川課長、藤原担当課長、繁定課長補佐、神崎主査
- 5 傍聴者 なし
- 6 次 第
(開会)
市民協働局次長挨拶
(1)議事
①委員長・副委員長の選任(資料1)
②第5次さんかくプラン策定について(報告)(資料2)
③岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について(資料3、資料3-参考)
④令和4年度女性が輝くまちづくり推進事業概要(資料4)
(2)その他
- 7 配付資料
資料1 岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿
資料2 第5次さんかくプラン(事前送付)
資料3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票(第19条第3項運用基準適用)【介護認定審査会】
資料3-参考 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(抜粋)ほか
資料4 令和4年度女性が輝くまちづくり推進事業概要
(追加) 困難を抱える女性への支援事業キックオフイベントチラシ(案)
(追加) DV被害者支援資質向上研修受講生募集チラシ
- 8 会議の状況
(1)議事
議事①委員長・副委員長の選任
委員長に濱西委員、副委員長に田村委員を選任した。
議事②第5次さんかくプラン策定について(報告)
○説明内容
資料2について事務局から説明。
○意見等
・概要版の作成部数と配布先について教えてほしい。

- 約 2,000 部作成している。区役所、地域センターなど市の施設、児童センターや福祉事務所、ふれあいセンター、パスポートセンターなどに配布している。
- ・市民には直接は渡っていないのか。市民の数からすると部数はもっと多くてもいいのでは？ せっかく作ったので学校などもっと目に触れるところに置くというのも大事ではないか。
- ・他との比較になるが、岡山県の概要版には体系図が出ている。やはり体系図は非常に分かりやすいので、概要版にも入れたらどうかと思う。
- ・概要版の表紙などにプランの本編は岡山市立図書館、県立図書館にあるということを明示したほうがいいのではないか。一般市民はどこにあるのかわからないと思う。
- ・ホームページからダウンロードできるようになっていれば、そのことを周知するのも手かと思う。今から増刷するのは予算的にも難しいだろう。ホームページにはアップされているか。公共のページのほか、大学など色々なところにリンクを貼ってダウンロードできるようにするといいい。
- ホームページには上げている。大学や高校には送っている。
- ・学生に行き渡るように送っているのか。2,000 部では足りない。私たちが作るときは 20,000 部くらい作っている。講演会などの置き資料として例えば 30 冊提供してもらえるか。
- 要望があれば提供可能。
- ・概要版の URL のところにあるのか。せっかくなので色々なところに伝わるようにしてほしい。
- はい
- ・基本理念Ⅲのところでは WLB や男性の育休取得促進とあるが、職場の上司が無関心だったり育児をしていなくて理解がなかったりするという話を聞く。全企業に知ってほしいが、企業へ送っているのか。
- プランそのものは送っていないが、当課の施策として企業への講師派遣型・集客型の講座を行っており、そういう啓発事業で広めていきたいと考えている。
- ・講座に参加する人はもともと意識の高い人で、そうでない人にどうやって啓発していくのが課題だと思う。

議事③ 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用につ

いて

○説明内容

資料3、資料3－参考について事務局から説明。

○意見等

- ・介護認定審査会については専門委員会において、改善策などを示して委員会でやむを得ない事情があると認めるものなかなか改善されないという状況が何年も続いている。以前の会議の中で委員定数まで増やす余地があるのであれば、女性委員を入れて増やすのはどうかという意見も出ていたが、そのような意見は各職能団体へ伝わっているのかどうか等、通常であればこの委員会へ担当課が出席して状況説明をして、審議の結果やむを得ないということになれば、了承することになるのだが、今回はそういうことはないということか。0.3%上がっているのでもそういうプロセスはとばして、正副委員長が審議しましょうと言わない限りはスルーされることになるということか。
- もし改選によって前回選任時の 37%を下回っていた場合、介護保険課が出席して状況の説明をしたうえで、委員の皆さんに審査をしてもらいやむを得ない事情があるかどうか判断していただく流れになるが、今回は下回らなかったのでも、運用基準に則って処理する案件である。
- ・前回の会議で定員に比べて委員の数がかなり少ないという議論にはなったと思うが、介護の専門家の委員がいらっしゃるので、こうすれば女性委員が増えるのではないかという新しい意見を聞けるいい機会だと思う。
- ・前回の会議では、医師とそれ以外の職能団体からの委員とでは選び方が違うので色々なことが起きているという説明があったような気がするが。
- ・おそらく職能団体から委員の推薦がされていると思うが、各施設のトップの人が審査会に出席する確率が高くなっていくのでおのずと男性委員が増えてくるのかなと思っている。できるだけ現場で働いている職員にお願いする、そうすれば女性の職員の方がはるかに多いので女

性が委員に選ばれる確率が高くなってくると思う。委員定数に対して実数が非常に少ないのではという点は、要介護度の認定期間が今までは6カ月とか12カ月で再審査となっていたが介護保険法の改正で介護認定の期間が伸びているので、おそらくそんなに多くの委員は必要ないと判断されているのではないかと思う。ただ改善していくためには委員の数を増やしていくこと、現場の職員をもっと増やすことが重要になってくるかと思う。

→介護認定審査会の委員は医師の委員が多いので男性の割合が高くなっている。医師の委員が多いのは、他の職能団体と異なり、1人の委員が担当する期間を半分にするため多くの委員を出しているからである。その同じやり方を他の職能団体からの委員にも適用したらどうかという意見を前回の会議でいただいており、担当課でも検討するとのことだったが実際には難しいようである。その後の状況については事務局からも確認しておく。

・医師は委員をたくさん登録しているだけで、認定審査会の都度はそうでもないということか。

→個別の審査会では女性委員の方がむしろ多かったりすると聞いている。

・実際に会議に出席したときの率も参考までに出していただいて、それが4割をクリアしているのであれば逆にいいのではないか。

→過去に介護保険課が出席した会議では、そういった資料を提出し説明してもらったこともあり、今後も同様の資料をもらうようにする。

・審査会のユニットごとに約5,6人の委員が各職能団体から出席し、必ず医師を委員長として入れなくてはならない。ユニットごとでの男女比がどうなのかを聞いてもらえれば女性の方が多いのではという気がする。審査票にそのような資料を補足として付けてもらうことが大事であるので担当課に提出を請求してほしい。

→今後は合議体ごとの女性比率が分かるような資料を付けて出してもらうようにする。

・介護認定審査会と同様の運用をしている審議会の例は他にはないか。

→把握している範囲では同じような審議会はないと思う。

・医師をダブルカウントしているということを説明がないと毎回こういう議論になるので、次回以降補足説明資料をつけてもらえればそこまでもめないかもしれない。

議事④ 令和4年度女性が輝くまちづくり推進事業概要

○説明内容

資料4について事務局から説明。

○意見等

・「男女ともに」「女性が」とあるが、「性別にかかわらず」と使っていこうとしている中で、例えば3つ目の事業であれば「女性が活躍し、性別にかかわらず働きやすくするために」など、条例も変えたいきさつもあるので、公に出る言葉はできるだけ「男女」を使わないほうがいいのかと思った。この資料が議会で承認されているもだと変えられないかと思うが。

→事業については予算も含めて議会で承認されているが、事業内容の説明の方は会議資料用として書いているので、ご指摘のとおりだと思うので修正したい。

・3つ目の講師派遣型セミナーは年間何社くらい参加しているのか。

→5事業者で実施した。

・その5事業者は毎年違う事業者に入れ替わっているのか。

→入れ替わっている。

・民間企業に委託してやっているのか。今年は業者は決まっているのか。業者は毎年変わるのか。

→業者は毎年変わる。今年はまだ決まっていない。

・女性はそもそも輝きたいと思っているのか。子育ての現場で見ると地味に生きていきたい、家庭を支えていきたい、と輝くという言葉がしっくりこない場面が多い。6事業それも素敵な言葉が並んでいるが、どれも違和感がある。主婦目線、女性目線で見るとここに書かれていることは女性に輝く力がないから輝かせてあげるチャンスを与えてあげようというスタンスになっているからではないかと思った。もし今後事業を増やす機会があるなら、代表の女性に意見を聞くのではなくて、一般的な市民の女性の方から、性別にかかわらずどんな風になっていくのが

- いいのかという調査が必要だと思うし、過去の根拠があるのかなと疑問に思った。
- 広く意見を聞くことは大事だと思うので、市民や一般企業の方にアンケートを行って数字についてはこの委員会でも報告させていただいて見ていただく機会もあるかと思う。
- ・調査を行うことはここには出てこないということか。
- 主な事業のみを挙げている。
- ・子育てが終わったくらいの女性から、女性も輝けと言われてそれもしんどいという話を聞いたことがある。それでも NPO を作る時理事が集まりにどんな理念にしようと考えたとき、やはり女性が輝くという言葉も出てきて、ひとりひとり意見を聞くと輝くの認識が違う。自分たちは、「輝く」というのがきらきら働くとか目立つとかではなく、それぞれが自分らしく生きていくことと定義している。市では女性が輝くはどのように定義しているのか。
 - ・女性が輝くまちづくり推進課も元は男女共同参画課だったが、政治的な意味もあって安倍政権の頃に課名が変わった。担当課で名前は決められないので、聞かれてもなかなか答えられないのではないかと思う。女性地位向上がせっかく男女共同参画になったのに、また女性が輝くに戻るのかと意見した記憶がある。性別にかかわらず輝けるかどうかであって、女性だけが輝けばいいとこの課の人たちも思っていないと思う。
- 性別にかかわらず一人一人の市民がやりたいと思ったことをやれる、ひとりひとりの個性が輝くまちづくりと捉えている。女性だけではなく性別にかかわらず、と考えている。
- ・さんかくウイークに10年以上関わってきて、女性が輝くまちづくり推進課に課名が変わった時自分も反対した。福祉の領域で言うと、昭和20年に知的障がい者の教育をしていた糸賀一雄先生が「この子らを世の光に」と言った。「を」と「に」の違いだが、「この子らに世の光を」とすると、上から与えているような気がする、まさしく障がい者は輝いていないんじゃないかと。そうではなくて基盤づくり、教育をしっかりとしようということ。「この子らを世の光に」。「女性が輝くまちづくり推進課」という言葉の裏にどんな意味を添えて社会に発信していくのかをきちんと紐づけておけば、おそらく問題にならない。ただ今のままの状態だとおそらく輝いていないという言葉が先行してしまって、誤解する市民が非常に多くなるのかなと思う。
 - ・大学生のためのキャリア形成応援事業について。「仕事と家庭を両立しながら管理職として能力を発揮する…」のところはどうして管理職なんだろうと思った。管理職になりたくない人もいる。自分が現場にいたときがそうだった。園長先生になってずっと働きなさいというのが道筋としてあったが、管理職として働くことが必ずしもどうなのかなと思って。おまけに大学生なので、これから就職を考える大学生に対して長く働けるようにはしたいとは思いますが、管理職として能力を発揮するための意識というのを持っていくのがなにかかけ離れているような、なぜ管理職なんだろうと思った。
- 大学生にとって管理職になるかどうかというのは遠い話なのかもしれないが、仕事と家庭を両立して頑張っていくこと自体大変そうで自分は無理かもしれないと思っている学生もいると聞いている。そういう中でもいろんな工夫や企業の制度があったりする中で何とか皆さん頑張っている実態があるという説明とあわせて、全員に管理職になってほしいというわけではないが、いろんなことを決めていく、進めていく立場にある女性、女性管理職の割合が、働く女性の割合に比べて少ないということがあり、それでは企業などの意思決定をしてくところに女性の割合が少ないのは問題であるので、管理職になって女性としての意見を企業の中で出していくことが大切だということを伝えられたらと思い、そのような書き方にしている。全員に管理職になってもらうというものではない。
- ・結果としての管理職かなと、一人一人が思いを持ちながら仕事をしていく中でだんだん管理職を目指していく人もいるし、管理職ではなく専門を目指す人もたくさんいる。
 - ・女性管理職割合はプランの目標にもなっている。一般的なキャリア教育というのは大学でもできること
 - ・この資料は公表されるのか。文言で引っかかることも結構ある。公表するものなら真意が伝わっていないので語句は修正したほうがよい。管理職として働ける、管理職になれる基盤を作りましょう、「男女」「女性が輝く」等々。
- 資料4は公表されるものではない。
- ・仕事仕事で妊娠しやすい時期を知らなかった、という声を時々聞くが、学校で習わないというところがあるので、キャリア教育をするときに妊娠しやすい年齢とかも伝えてもらえるといいの

ではないかと思った。
→参考にさせていただく。
・県はそういう授業をしている。

(2) その他

① 追加資料について

小林委員より追加資料について説明

② 次回(第2回)会議について

・第2回会議を11月下旬に開催予定。日程調整はあらためてお願いする。